

財務省 同時発表

平成 26 年 2 月 14 日

中華人民共和国産のトルエンジイソシアナートに係る 不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました

経済産業省及び財務省は本日から、関連法令に照らして検討を行った結果、中華人民共和国産のトルエンジイソシアナートに係る不当廉売関税の課税に関して、関税定率法に基づく調査を開始します。

1. 背景

経済産業省及び財務省は、昨年 12 月 17 日、三井化学株式会社から中華人民共和国産のトルエンジイソシアナート(注)に係る不当廉売関税の課税申請の提出を受けました。両省にて関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められましたので、不当廉売関税の課税に関する両省合同の調査を開始することとしました(本日付告示)。

(注)トルエンジイソシアナートは、無色の液体で、主に自動車座席、寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられます。

2. 調査概要

調査は、原則として 1 年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、上記対象国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行います。これらの結果を踏まえ、WTO 協定に定められた国際ルール及び関税定率法に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断いたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長 太田

担当者: 仁科、新地

電話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

製造産業局化学課長 茂木

担当者: 渡邊

電話:03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)